

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料等の新設

社会福祉法の一部改正（23.8.30 公布、25.4.1 施行）により、主たる事務所が区の区域内にある社会福祉法人に係る認可等の事務を区が行うこととされたことに伴い、社会福祉法人に関する理事の証明及び税額控除対象法人の証明の事務に係る手数料を次のように新設する。

事 務	名 称	額	徴収時期
社会福祉法人の理事長の職務代理に係る理事に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。
社会福祉法人に係る税額控除対象法人に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る税額控除対象証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。

2 低炭素建築物新築等計画認定手数料の新設

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定（24.9.5 公布、24.12.4 施行）により、低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務を区が行うこととされたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を次のように新設する。

申請の際、建築基準法に基づく建築確認申請等の申出があったものについては、当該建築確認申請手数料等と同額の金額を併せて徴収する。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

建 築 物 の 区 分		額	
		適合証あり	適合証なし
1戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		4,700円	35,000円
住戸ごとの申請の場合 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額 一の建築物の申請と同時に進行場合は、徴収しない。	【申請に係る戸数】		
	1戸	4,700円	35,000円
	2戸以上5戸以下	9,400円	69,000円
	6戸以上10戸以下	16,000円	97,000円
	11戸以上25戸以下	27,000円	137,000円
	26戸以上50戸以下	45,000円	197,000円
	51戸以上100戸以下	82,000円	283,000円
	101戸以上200戸以下	131,000円	385,000円
	201戸以上300戸以下	170,000円	508,000円
	301戸以上	185,000円	600,000円
	【建築物の住戸の部分の総戸数】		
	1戸	4,700円	35,000円
	2戸以上5戸以下	9,400円	69,000円
	6戸以上10戸以下	16,000円	97,000円

共同住宅等	一の建築物の申請の場合 建築物の住戸の部分の総戸数、共用廊下等の床面積の合計及び非住宅の部分の床面積の合計のそれぞれに該当する額を合計した額 ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は当該部分の額は加算しない。	1 1戸以上2 5戸以下	27,000 円	137,000 円
		2 6戸以上5 0戸以下	45,000 円	197,000 円
		5 1戸以上1 0 0戸以下	82,000 円	283,000 円
		1 0 1戸以上2 0 0戸以下	131,000 円	385,000 円
		2 0 1戸以上3 0 0戸以下	170,000 円	508,000 円
		3 0 1戸以上	185,000 円	600,000 円
		【共用廊下等の部分の床面積の合計】		
	3 0 0㎡以内	9,300 円	109,000 円	
	3 0 0㎡を超え2, 0 0 0㎡以内	26,000 円	180,000 円	
	2, 0 0 0㎡を超え5, 0 0 0㎡以内	80,000 円	280,000 円	
	5, 0 0 0㎡を超え1 0, 0 0 0㎡以内	126,000 円	359,000 円	
	1 0, 0 0 0㎡を超え2 5, 0 0 0㎡以内	160,000 円	429,000 円	
2 5, 0 0 0㎡を超えるもの	200,000 円	500,000 円		
【非住宅の部分の床面積の合計】				
3 0 0㎡以内	9,300 円	242,000 円		
3 0 0㎡を超え2, 0 0 0㎡以内	26,000 円	384,000 円		
2, 0 0 0㎡を超え5, 0 0 0㎡以内	80,000 円	546,000 円		
5, 0 0 0㎡を超え1 0, 0 0 0㎡以内	126,000 円	670,000 円		
1 0, 0 0 0㎡を超え2 5, 0 0 0㎡以内	160,000 円	789,000 円		
2 5, 0 0 0㎡を超えるもの	200,000 円	900,000 円		
一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物	【建築物の延べ面積】			
	3 0 0㎡以内	9,300 円	242,000 円	
	3 0 0㎡を超え2, 0 0 0㎡以内	26,000 円	384,000 円	
	2, 0 0 0㎡を超え5, 0 0 0㎡以内	80,000 円	546,000 円	
	5, 0 0 0㎡を超え1 0, 0 0 0㎡以内	126,000 円	670,000 円	
	1 0, 0 0 0㎡を超え2 5, 0 0 0㎡以内	160,000 円	789,000 円	
	2 5, 0 0 0㎡を超えるもの	200,000 円	900,000 円	

適合証...申請に係る低炭素建築物新築等計画について、所管行政庁が指定する者（適合性確認機関）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法第5 4条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

建築物の区分		額	
		適合証あり	適合証なし
1戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		3,300 円	18,000 円
住戸ごとの申請の場合 一の共同住宅のうち同時に申請する戸数に応じた額 一の建築物の申請と同時に申請する場合は、徴収しない。	【申請に係る戸数】		
	1戸	3,300 円	18,000 円
	2戸以上5戸以下	6,600 円	37,000 円
	6戸以上1 0 0戸以下	11,000 円	52,000 円
	1 1戸以上2 5戸以下	19,000 円	74,000 円
	2 6戸以上5 0戸以下	32,000 円	108,000 円
	5 1戸以上1 0 0戸以下	58,000 円	159,000 円
	1 0 1戸以上2 0 0戸以下	93,000 円	221,000 円
	2 0 1戸以上3 0 0戸以下	122,000 円	291,000 円
	3 0 1戸以上	134,000 円	342,000 円
【建築物の住戸の部分の総戸数】	1戸	3,300 円	18,000 円
	2戸以上5戸以下	6,600 円	37,000 円

共同住宅等	一の建築物の申請の場合 建築物の住戸の部分の総戸数、共用廊下等の床面積の合計及び非住宅の部分の床面積の合計のそれぞれに該当する額を合計した額 ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。	6戸以上10戸以下	11,000円	52,000円
		11戸以上25戸以下	19,000円	74,000円
		26戸以上50戸以下	32,000円	108,000円
		51戸以上100戸以下	58,000円	159,000円
		101戸以上200戸以下	93,000円	221,000円
		201戸以上300戸以下	122,000円	291,000円
		301戸以上	134,000円	342,000円
		【共用廊下等の部分の床面積の合計】		
	300㎡以内	6,500円	57,000円	
	300㎡を超え2,000㎡以内	18,000円	96,000円	
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円	156,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	88,000円	205,000円	
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	112,000円	247,000円	
	25,000㎡を超えるもの	140,000円	290,000円	
【非住宅の部分の床面積の合計】				
300㎡以内	6,500円	123,000円		
300㎡を超え2,000㎡以内	18,000円	198,000円		
2,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円	290,000円		
5,000㎡を超え10,000㎡以内	88,000円	361,000円		
10,000㎡を超え25,000㎡以内	112,000円	427,000円		
25,000㎡を超えるもの	140,000円	491,000円		
一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物	【建築物の延べ面積】			
	300㎡以内	6,500円	123,000円	
	300㎡を超え2,000㎡以内	18,000円	198,000円	
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円	290,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	88,000円	361,000円	
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	112,000円	427,000円	
	25,000㎡を超えるもの	140,000円	491,000円	

手数料の徴収時期

は認定申請のとき、 は変更認定申請のとき。

3 施行期日等

本年4月1日

